

広島県告示第百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十一年広島県告示第百三十八号で認可した安芸津都市計画下水道事業安芸津公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

安芸津都市計画下水道事業安芸津公共下水道

三 事業施行期間

平成六年九月二十二日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十一年広島県告示第百三十八号の事業地のうち、東広島市安芸津町三津、木谷を削除し、風早において事業地を変更する。

使用の部分

平成二十一年広島県告示第百三十八号の事業地のうち、東広島市安芸津町三津、木谷、風早において事業地を変更する。